

代議員選挙のお知らせ

公益社団法人不動産保証協会佐賀県本部（以下「当本部」という。）において、公益社団法人不動産保証協会（以下「本会」という。）の代議員選挙を次のとおり実施しますので、お知らせします。

1. 当本部への割当代議員数
2名

2. 代議員の任期
今回の代議員選挙の2年後に実施される代議員選挙の終了の時まで。

3. 代議員立候補の受付期間
平成31年4月3日（水）から平成31年4月10日（水）まで。
※届出期限後の消印で配達された場合又はFAX送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

4. 立候補の届出先
当委員会に届け出ていただきます。
当委員会の所在地は、以下のとおりです。

所在地	〒840-0804 佐賀市神野東 4-7-24 江頭ビル2階 公益社団法人不動産保証協会佐賀県本部
-----	--

5. 代議員立候補の資格要件
平成31年3月1日現在において本会の正会員であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 平成30年度までの会費を完納していないとき。
- (2) 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- (3) 定款第11条に規定する綱紀処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- (4) 弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え（仮差押えを除く。）があるとき。
- (5) 平成30年度に実施された法定研修を修了していないとき。

6. 代議員立候補の方法

- (1) 代議員に立候補される方は、所定の「代議員立候補届出書」（様式2-1）に必要事項を記載し、所定の「推薦状」（様式3-1。当本部に所属する正会員2名以

上の推薦が必要となります。）及び平成30年度に実施された法定研修会の修了証の写しを添付して、持参又は郵送してください。

所定の届出様式については、本会ホームページ（アドレスは以下のとおりです。）より、ダウンロードしていただくか、当本部までご請求下さい。

<http://www.fudousanhosho.or.jp/>

- (2) 届出期限後の消印で配達された場合又はFAX送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

7. 代議員立候補者の資格審査等

提出のあった代議員立候補者の資格審査等は厳正に行います。万が一事務的な書類不備が発見された場合は、本人あてに通知し修正を求めることがあります。

資格審査の結果、立候補者が被選挙権を有していないと判断した場合は、理由を示して通知します。

8. その他

- (1) 代議員選挙に関し、本職は、透明性、公平性及び公正性の確保を図る観点から必要な職務運営を行う場合があります。
- (2) 代議員立候補等に関する電話でのお問い合わせは、聞き間違い等の事故を避けるためご遠慮いただくようお願いします。

2019年4月3日

公益社団法人不動産保証協会
佐賀県本部代議員選挙管理委員会
委員長 重松弘二

